

兵庫県女性医師の会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、兵庫県女性医師の会（以下本会）と称し、事務所は兵庫県医師会内に置く。

(目的)

第2条 本会は男女共同参画社会の実現及び女性医師の積極的参画により、医療環境の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的を達成するために次の事業または協議を行う。
(1) 女性医師の医療現場での環境整備に関すること。
(2) 男女共同参画の医療政策や医療行政及び医師会活動に関すること。
(3) その他、本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 本会は兵庫県女性医師の会に所属する会員をもって構成する。

(役員その他機関)

第5条 本会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 2名 理事 20名以内（会長・副会長を含む） 監事 2名

第6条 会長は総会において選出する。

第7条 副会長及び理事・監事は会長が会員より委嘱する。

第8条 役員の任期は総会から2年後の総会までとする。

但し、再任を妨げない。

第9条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問・参与は会長がこれを推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 顧問の任期は、会長の任期による。但し、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

第11条 役員会は会長が必要と認めた時に招集し、会長が議長となり必要な事項を討議して処理する。

総会は、年1回以上、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となり必要事項を協議する。

(報告並びに努力義務)

第12条 総会及び役員会における協議事項は、会員に周知すると共に、その実現に努めるものとする。

(会計)

第13条 経費は会費、その他をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第15条 本会則の変更は役員会において協議し、総会において承認するものとする。

附 則

1. 本会則は平成19年6月9日より施行する。
2. この会則の変更は平成22年6月12日より施行する。
3. この会則の変更は平成26年5月31日より施行する。